

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)	
地域名 (地域内農業集落名)	細川町 (大二谷)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月10日、令和6年7月6日 (第1~2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・主な栽培品目は、水稲と果樹(ぶどう)である。農家数は25戸で、内、23戸が水稲経営を、8戸がぶどう経営を行っている。 ・25戸が水稲の基幹全作業を担う大二谷農業生産組合機械利用部の構成員で、育苗、耕耘、田植え、収穫、乾燥調製を受託している。 ・ぶどうの生産販売では、同組合ぶどう部会が組織されているが、高齢化等により規模の縮小が進んでいる。担い手の多くは自身が管理している規模で手いっぱいのため、拡大の余地がない状況で、ぶどうの樹を伐採したり、棚を除去する農家もいる。 ・空きぶどう園で、新規就農者がぶどう栽培を引き継ぎ、栽培を開始した。 ・普通畑では、コープエコファームや地区内農家、地区外農家が借り受け、施設野菜や露地野菜、ハウスいちごを生産している。 ・意向調査回答者24名の内、12名(50%)が65歳以上と高齢化が進み、10年後、3名が規模縮小、3名が離農の意向を持っている。 ・近年、水田、ぶどう園とも遊休農地が散見されるようになっており、今後の地域農業のあり方や将来の農地利用についての検討が必要となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・水稲栽培は、引き続き、酒米「山田錦」を主要品種としつつ、食用米(小粒)はキヌヒカリとする。さらに、地域ブランド品である「ぶどう」生産に取り組む。 ・今後も機械利用部による作業受託を継続しつつ、水田で空き農地が発生した場合は、隣接栽培農家や規模拡大志向農家があれば農地集積を進める。 ・機械利用部の組織運営の体制強化に向け法人化を検討する。また、若手農業後継者に対し、大型特殊免許の取得を進めるとともに、機械作業にも慣れてもらいながらオペレーターとして将来の担い手を育成する。 ・作業の効率化を図るため、機械更新の際にはスマート機器の導入をすすめる。 ・空きぶどう園が発生した場合は、新規就農者の受け入れに向け、ぶどう部会としての受け入れルールや体制づくりを行う。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	52.50 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	52.50 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員、農地利用最適化推進委員と調整し、担い手を中心に農地バンクを通じた集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
普通畑においては、コープエコファームが中間管理事業制度を活用し利用権設定を行っている。水田、ぶどう畑については、地区農家に制度の周知を行いながら、現在の利用権設定や規模縮小・離農に伴う権利設定は、中間管理事業を活用するよう誘導する。
(3)基盤整備事業への取組方針
ほ場整備はすでに完了している。 営農の中で課題となっている畦畔や法面管理がしやすいように、崩れている箇所を整備や、ラジコン草刈機が入りやすいよう傾斜を緩やかにするなど法面の再整備を検討する。また、老朽化しているパイプラインの再整備を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
大二谷集落において、新規就農者等就農を希望する者がある場合は、地域な貴重な担い手として受け入れるルールを作り、三木市や加西農業改良普及センター、JA兵庫みらいとも連携し、多様な担い手確保に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
良質な山田錦生産に欠かせない病害虫の仕上げ防除について、引き続き、JA兵庫みらいに無人防除を委託する。 また、機械利用部はサービス事業体として、個別の経営を支えており、オペレーターを確保し組合による作業受委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ③今後、機械利用部の機械更新の際には、オペレーターの作業負担軽減や新規オペレーターの確保、作業の省力化を図るため、スマート機器の導入を進める。
- ⑦多面的機能支払交付金等の活用により、農地、水路、法面等の保全をすすめ、継続的な農業生産や快適な住環境づくりに取り組む。